

## 千葉市立青葉病院患者サービス向上委員会設置要綱

### (目的)

第1条 千葉市立青葉病院を利用する患者及び家族によりよいサービスを提供していくため、患者サービスの改善・向上を図ることを目的に千葉市立青葉病院患者サービス向上委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について調査審議をする。

- (1) 医療者と患者のパートナーシップに関すること。
- (2) 職員に対する接遇教育、研修会の開催に関すること。
- (3) 患者及び家族の支援に関すること。
- (4) その他委員会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、副院長の職にあるものをもって充てる。
- 3 委員は、医師、看護師、薬剤師、管理栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、作業療法士（理学療法士）の職にあるもの及び医事室長、事務長補佐、事務局医事室、管理班により構成する。
- 4 委員長は、会務を総理し委員会を代表する。
- 5 委員長に事故あるとき、又は欠けたときは委員長があらかじめ指名する副委員長がその職務を代理する。

### (会議)

第4条 委員会は、必要に応じて委員以外の出席を求めることができる。

- 2 委員会は、過半数の委員の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は委員長の決するところによる。

### (庶務)

第5条 委員会の庶務は、事務局において処理する。

### (委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。